番号	36	閘門紀念碑		
所在地		鳥栖市真木町　　轟木排水機場北側		
災害別		水　害		
目的別		記念碑	建立年	大正５年２月
特記事項		碑文は一部判読困難　　（参考）水防施設記念碑（写真左）		

鳥栖市真木町の轟木川の排水機場北側にある閘門紀念碑（右）。閘門とは河川の水量を調節するための水門のこと。水位の異なる運河や河川などでは船を通過させるための水を調節させる役割を持たせたものもある。碑の左側には、昭和２９年１２月に建てられた「水防施設記念碑」が建てられている。

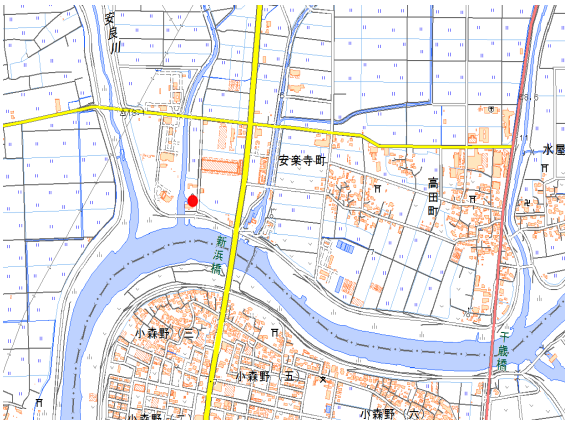

国土地理院電子国土 Web

「鳥栖市史」（昭和４８年６月発行、５７年４月復刻版 P753）によれば「筑後川本流（今の宝満川）に合流する安良川および轟木川は、雨期にはその川の増水のみならず筑後川からの逆流で増水が甚だしい。ことに堤防の低い轟木川は大雨毎に氾濫して、数百ヘクタールの水田が冠水の被害を受けた。そこで明治４２年５月、八坂一族のうち八坂雅雄が中心となって、轟木川河口に開閉閘門を設ける工事を進める。

（略）この開閉閘門は筑後川からの逆流を防ぐためのもので工費１２，５１４円を投じて、４３年４月に完工する。
閘門は門扉の高さ１５尺、全長５４尺で自然開閉式のものであった。もとより逆流は防ぐことはできても、筑後川堤外、ことに安良川堤以東の常習水害地域の滞水を防ぐことはできなかった。この地域が常習水害から脱出できたのは、その後、６０年、沼川流域よりも更に遅い昭和４４年３月、その閘門が改修され、中央門扉の外両端に６．２ｍの側門扉二個合計三個のローラーゲーゲートという電動式大型門扉と取替えられ、更に一千馬力を超える電動機による排水ポンプが設置されて以後のことである。」と記されている。

閘門（こうもん）紀念碑の碑文は摩耗して一部判読困難な個所があるため、鳥栖市史話会発行「郷土研究（S49,3,18　P16　「とすのいしぶみ」①）に掲載されているものを一部引用した。

「筑後川の小支轟木川一帯の低地は筑後川に対し無堤部なるを以て本川の出水毎に悪水汎濫上流福岡縣境に至る廣漠なる田畑を浸害し為めに収穫を皆無に帰し又は減収六七歩に及ぶこと由来一再に止まらず農家の困窮国家の不利是より大なるはなし然も水利の関係は全く此の被害を防止すること能はず□年筑後川改修の結果河水の流下速にして従前に比し多少其損害を免かるるを得たるも該區中最低地域は筑後川の増水十五尺にして忽ち轟木川に逆流して参百六十餘町歩の田畑は今に其惨害を免かるること能はさるの悲境にあり即ち其被害を軽減せしむるの目的を以て逆流防止閘門新築の計画を立て明治四十年縣会の協賛を得四十二年三月起工せしが不幸数度の出水に遭遇し其困難□なからず然も工事は□□□宜しきを得四十三年三月全く竣工を告げたり此工日を□ずること三百有餘日資を投ずる壱萬貳千五百拾餘圓なり

更に轟木川局部の改修により今□此工全く成る爾来出水に遭遇するも水量十五尺以下にありては本閘門に依り其害を免がるるを得将来得る所の利益蓋し多大なるを信ず本工事に付本町八坂甚八氏より金参阡圓仝八坂甚兵衛氏より金五百圓寄附ありたり

以上起工の概要を紀して碑文とす　　大正五年二月拾五日」（原文はカタカナ表記）
（下段）「佐賀縣知事　正五位勲四等　西村陸奥夫（以下氏名等略）」

この閘門（こうもん）紀念碑の向かい側に「八坂翁之碑」が建てられているが、金網に囲まれた資材置き場の奥で近づくことができない。閘門設置の中心となった八坂雅雄氏の名が背面に読めるが碑文全文は読み取れない。

八坂一族はもともと真木村（現鳥栖市）の素封家で大地主であった。八坂甚八氏は「鉄道の町　鳥栖」の基礎を作ったほか、揚水施設や水門施設の整備に尽力し、鳥栖市のサンメッセ鳥栖の広場に立派な「八坂甚八翁頌徳碑」が建っている。八坂雅雄氏の碑が打ち捨てられたように資材置き場の奥に建っているのか理由は不明。

碑には「八坂翁之碑　佐賀県知事鍋島直紹書」と記されている。

八坂翁之碑

昭和 29 年 12 月建立

（参考）「水防施設記念碑」

「閘門紀念碑」と並んで「水防施設記念碑」が建てられている。碑は摩耗や剥離が激しく碑文はほとんど判読できなかった。碑文はカタカナ表記で「・・肥沃なるも年々筑後川の氾濫の口多大なる水害を蒙り」とか「・・地区の水害防止の為に」、「・・工期自昭和十二年至昭和二十六」、「・・排水改良事業」などと記されているのが読み取れるが、具体的にどこにどのような水防施設が造られたのか不明。

現在の轟木排水機場